京都市告示第 323 号

京都市水路等管理条例第３条第１項の規定に基づき，農業用水路等を次のように廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市産業観光局において告示の日から２週間公衆の縦覧に供します。

平成２０年１０月２９日

京都市長職務代理者
京都市副市長　星川　茂一

（廃止する農業用水路等）

整理番号	路線名	起点 終点
1	向島水0148号	伏見区向島上林町78,80,81合併地先 伏見区向島上林町78,80,81合併地先
2	向島水0149号	伏見区向島上林町77-1地先 伏見区向島上林町72-5地先

（産業観光局農林振興室農業振興整備課）